

令和5年度  
第8回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

令和5年11月10日開会

高松市農業委員会



令和5年度第8回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和5年11月10日（金）午後2時開会

開催場所 高松市役所13階 大会議室

出席委員 21人（委員総数24人）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 16番 河田 薫
- 17番 神高 賢二
- 18番 中田 茂富
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝
- 22番 橋田 行子
- 23番 谷本 寛昇
- 24番 奈良 稔

欠席委員 3人

- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 15番 藤澤 鶴夫

農業委員会事務局出席者

事務局 長	
兼農政課 長	山上 浩平
農政課 長補佐	森 亮介
農政係 長	浮田 政宏
農地係 長	森 明雄
副主 幹	古免 範彰
副主 幹	田山 元太
主任主 事	栗永 亘
主任主 事	多田 利浩
主 事	溝渕 勝久

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第8号 非農地証明願について
- 議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について
- 議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について
- 議案第12号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 議案第13号 高松市地区別賃借料情報の提供について
- 報 告 ア 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について  
イ 高松市地域計画策定に係る協議の場設置マニュアルについて

**議 長(会長)** ただ今から令和5年度第8回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。  
本日の出席委員は24人中21人で、定例総会は成立しております。  
欠席委員は、7番瀧本委員、8番森口委員、15番藤澤委員の3名です。  
それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議  
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がありませんので、議事録署名委員は11番谷口委員及び10番赤松委員の両名を  
指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による通知について、議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**田山副主幹** 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による通知について御説明申しあげます。  
議案書1ページをお開きください。

農地法第18条第1項では、都道府県知事の許可を受けなければ、農地の賃貸借を解除し、解約  
の申し入れ等をしてはならないと規定されています。

また同条第2項では、賃借人が信義に反した行為をした場合等、正当の事由がある場合でな  
ければ許可はできないと規定されています。

本件は、賃借人が長年耕作しておらず、小作料の支払いがないことを理由として、賃貸人から  
農地の賃貸借契約の解除申請が行われたものです。

申請者の申述によると、当該田は、申請人の知る限り、耕しているのは、隣の田の所有者で、  
賃借人の相続人が当該田を耕していた事実はないとのこと。また、当該田に係る賦課金につい  
ては、関係する香川県内場池土地改良区の耕作者台帳によると、昭和25年度から昭和43年度までは、  
土地の所有者で、昭和44年度から現在まで隣地の所有者となっており、賃借人及び賃借人の相続  
人は出てこない。

また、農業委員会で令和5年9月26日に現地調査を行い、賃借人の相続人のうち、当該田の近  
くに居住している8名を対象に面会・聞き取り調査したところ、6名から回答を得た。その結果、  
全員、残存小作の存在について知らなかった。また、耕作もしたことがないとのことであった。

このことから、知事への進達の意見としては、遅くとも昭和44年度から、隣地の所有者が一体  
耕作しており、賃借人の相続人が耕作をしている事実も見られないため、農地法関係事務に係る  
処理基準の「農地を適正かつ効率的に利用していない場合」にあたり、農地法第18条第2項第6  
号の「その他正当の事由がある場合」に該当することから、解除により賃貸借を終了させるのが  
適当であると認められる。」とするものです。

以上、議案第1号 地法第18条第1項の規定による許可申請について1件、御審議いただきま  
すよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御異議がないようであ  
りますので、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請は原案のとおり意見を付し

て香川県知事に進達することに決定いたしました。

(「異議なし」の声あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請は原案のとおり意見を付して香川県知事に進達することに決定いたしました。

次に、議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について イ 使用貸借に係る農地返還通知について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

**栗永主任主事** 議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書2ページを御覧ください。

1番は、転用目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。転用の内容は、5条許可申請所有権16番のとおりです。

2番は、転用目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、耕作目的のため、所有者が、裁判所に、残存小作地の小作権解除等請求調停事件として申し立てたものについて、調停が成立する見込みがないことから、裁判所が、民事調停法第17条の規定により、調停に代わる賃貸借契約の解除を決定したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書3ページを御覧ください。

1番、2番は、農地として第三者へ譲渡するため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、所有権移転の内容については、3条許可申請所有権8番のとおりです。

3番、4番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、転用の内容については、5条許可申請所有権8番のとおりです。

5番、6番、7番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した貸借及び強化促進法による貸借について返還を受けたもので、転用の内容については、5条許可申請所有権14番のとおりです。

8番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、転用の内容については、5条許可申請所有権17番のとおりです。

9番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、転用の内容については、5条許可申請所有権18番のとおりです。

10番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、転用の内容については、5条許可申請所有権31番、32番のとおりです。

次のページを御覧ください。

11番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、転用の内容については、5条許可申請使用貸借4番のとおりです。

12番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、転用の内容

については、非農地証明願2番のとおりです。

以上、議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について3件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について12件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第2号については、通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第2号については、通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、貸倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、申請人が相続する以前に義母が安定した収入を得るため貸倉庫用地として転用したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、高齢であることから耕作できなくなったことや、安定した収入確保の為、共同住宅経営を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、近隣の事業所より従業員及び来客用の駐車場の要望があったことや、自宅と隣接しており、管理がしやすいことから、露天貸駐車場用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、家族が増え、既存の住宅が手狭となったことから住宅の建築を行ったもので、転用理由と農地区分に

については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和57年頃に建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、平成16年に市道新設工事の際に残地となり、農地として狭小で利用が困難なことや、自宅からも近く、管理がしやすいことから、露天貸駐車場用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、娘夫婦と同居することとなり、既存住宅を増築した際、誤って農地の一部に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年頃に建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が299.77平方メートルあります。

7番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、この度、納屋の建替えに伴い敷地を拡張するものであり、5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が855.69平方メートルあります。

8番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、先代において納屋を建築した際、隣接農地に越境したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和37年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が441.18平方メートルあります。

9番も、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、収穫した農作物を一時保管する納屋が必要であったことから、宅地拡張用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和56年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、

隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が547.90平方メートルあります。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について9件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに、決定いたしました。

次に、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**溝渕主事** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、令和4年8月10日付けで、住宅平屋建一棟、車庫平屋建一棟として転用許可を受けていましたが、計画を見直し、住宅2階建一棟、車庫平屋建一棟と、新たに物置平屋建3棟に変更することと、併せて工事完了日を令和6年2月28日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について、を議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の 谷口委員より報告をお願いいたします。

**谷口委員** 現地調査委員の谷口です。

今月の特別現地調査委員は、赤松委員と、私の2名で、11月9日 木曜日に現地調査を実施しました。

特別議案は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権移転、11件です。

なお、1番及び5番から11番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調

査を実施しています。

内容につきまして、1番から5番までを私が、6番から11番までを赤松委員から報告します。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明します。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番は、高松市立多肥小学校東600メートルに在り、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内（おおむね3ヶ月以内）に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、併用地を介して県道太田上町志度線に面し、交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い、住宅団地・共同住宅等により宅地化も進み、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は土地所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用道路等が280.20平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番は、高松市立みんなの病院南130メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、北側の開発道路を介して市道に面し、ことでん琴平線の仏生山駅に近く、通勤、通学に便利で、西隣には住宅団地が接しており、周辺は、教育・商業施設や医療施設が整備され、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用水路が6.00平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3番は、高松市立協和中学校北西700メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、東側が市道に面し、主要地方道中徳三谷高松線に近く、交通の利便性が良く、周辺は、教育・商業施設や医療施設が整備され、分譲住宅や共同住宅等により宅地化が進んでいる、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用水路が56.52平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

4番は、サンメッセ香川東200メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、南側が市道に面し、主要地方道中徳三谷高松線に近く、交通の利便性が良く、周辺は、教育・商業施設や医療施設が整備され、分譲住宅や共同住宅等により宅地化が進んでいる、住環境の良い地域

であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

5番は、サンメッセ香川東700メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は南西側が、進入路を介して県道太田上町志度線に、北側及び西側が市道に面しており、交通の利便性が良く、周辺は、教育・商業施設や医療施設が整備され、分譲住宅や共同住宅等により宅地化が進んでいる、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が94.41平方メートルあります。使用貸借返還通知5番から7番に関連しています。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、6番からは、赤松委員が説明します。

**赤松委員** 現地調査員の赤松です。

引き続き、5条特別議案書2ページを御覧ください。

6番は、高松市立三溪小学校北600メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は東側が市道に面し、主要地方道三木国分寺線に近く、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅により宅地化が進んでおり、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が418.78平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

7番は、高松市立円座小学校南900メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は北側及び西側が市道に面し、主要地方道円座香南線に近く、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅により宅地化が進んでおり、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用水路等が125.85平方メートルあります。

使用貸借返還通知9番に関連しています。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

8番は、ことでん琴平線岡本駅北東500メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は北側が県道岡本香川線に面し、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅により宅地化が進んでおり、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が172.28平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

9番は、8番と隣接し、ことでん琴平線岡本駅北東500メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は北側が県道岡本香川線に面し、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅により宅地化が進んでおり、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が215.70平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

10番は、ことでん琴平線円座駅南800メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は東側が併用地を介して市道に面し、主要地方道円座香南線に近く、交通の利便性が良く、周辺は、分譲住宅等により宅地化が進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用農道水路が241.18平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

11番は、高松市立檀紙小学校北西900メートルに在り、土木・建築を営む法人が、業務量の増加により、新たな資材置場を必要としたもので、露天資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は北側が国道11号線に面し、交通の利便性が良く、大型車両の出入りも容易で、既存資材置き場から近く、事業効率の良い地域内にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が1,233.70平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案11件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお祈いします。

**議長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長** 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**溝渕主事** 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、隣地に軒先が越境していたため、申請地を非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が474.23平方メートルあります。

2番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が315.76平方メートルあります。

3番は、特別議案です。

4番は、申請者は不動産業を営む法人で、申請地に隣接する工務店に事務所を賃貸するために、新たな貸事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が併用地を介し県道太田上町志度線に接し、交通のアクセスが良く、既存の施設とも隣接し、管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が307.13平方メートルあります。

5番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和43年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が243.46平方メートルあります。

6番は、特別議案です。

議案書8ページを御覧ください。

7番は、特別議案です。

8番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が併用地を介し市道に接し、交通のアクセスが良く、既存の施設とも隣接し、管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が3,218.83平方メートルあります。使用貸借返還通知3番、4番と関連しています。

9番は、左官業等を営む法人が、事務所等施設の老朽化のため、新たに事務所、倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側と東側が市道に面し、交通のアクセスが良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、不動産賃貸業を営む法人が共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付

売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、交通の利便性も良く、周辺は、教育施設もあり、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用用悪水路が14.00平方メートルあります。

12番も、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、交通の利便性も良く、周辺は、教育施設もあり、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、特別議案です。

議案書9ページを御覧ください。

14番、15番は、特別議案です。

16番は、現在の住居がペットの増加により手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。18条6項通知1番と関連しています。

議案書10ページを御覧ください。

17番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借返還通知8番と関連しています。

18番は、特別議案です。

19番は、土木工事業等を営む法人が、事業が順調伸び、資材や重機を保管する場所が足りないため、新たに露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し、交通のアクセスが良く、事務所からも近く管理がしやすいため、転用理由と農地区

分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、特別議案です。

議案書11ページを御覧ください。

21番は、特別議案です。

22番は、鉄工業等を営む法人が、事業に係る受注が増え、既存の駐車場や資材を保管する場所が足りないため、新たに露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が併用地を介し市道に面し、交通のアクセスが良く、事務所からも近く管理がしやすいため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が635.15平方メートルあります。

23番は、特別議案です。

議案書12ページを御覧ください。

24番は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、交通の利便性も良く、周辺は、教育施設、商業施設もあり、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、特別議案です。

26番は、船舶艀装業を営む法人が、事業に係る受注が増え、資材を保管する場所が足りないため、新たに露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事務所や工場から近く管理もしやすいため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が8,146.84平方メートルあります。

27番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

の調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が168.87平方メートルあります。

28番は、土木建築工事業を営む法人が、従業員や来客者のための駐車場が不足しているため、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面しており、事務所から近く管理もしやすいため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

29番の転用者は、現在、両親兄弟と同居しており、水道業を円滑に営むため事務所等が必要となったことから、事務所、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面しており、交通の利便性も良く、実家からも近く、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

30番の転用者は、現在、借家住まいであるが、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、実家からも近く、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

31番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側と西側が市道に面し、交通の利便性も良く、周辺は、商業施設があり、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借返還通知10番と関連していません。

議案書13ページを御覧ください。

32番も、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、交通の利便性も良く、周辺は、商業施設があり、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借返還通知10番と関連していません。

33番も、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、交通の利便性も良く、周辺は、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

34番も、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側と西側が市道に面し、交通の利便性も良く、周辺は、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

35番は、板金塗装業を営む法人が、製品資材の保管場所や重機等の駐車場が不足しているため、新たに露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が主要地方道中徳三谷高松線に接しており、事務所から近く管理もしやすいため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が2,146.48平方メートルあります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

議案書14ページを御覧ください。

1番の転用者は、測量調査業を営む法人を経営しており、現在の事務所は賃貸で老朽化が進み耐震にも問題があることから、新たに事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が県道岡本香川線に面し、交通の利便性も良く、転用理由と農地区分については適当であると考えま

す。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、整形外科医院を営む法人で、従業員の駐車場が不足していることから、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線から近く、交通のアクセスも良く、医院との距離が近く管理しやすいため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和5年9月に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が32.56平方メートルあります。

3番は、サービス付高齢者住宅を営んでいる法人が、新たに通所介護施設を開設するため、デイサービスセンター用地として転用申請をするものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、交通のアクセスが良く、既存の事務所や施設にも近く管理しやすいため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用水路が11.70平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書15ページを御覧ください。

1番の転用者は、現在、妻の実家に住んでいるが、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、実家からも近く、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が55.29平方メートルあります。

2番の転用者も、現在、妻の実家に住んでいるが、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が開発道路に接し、実家からも近く、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、実家からも近く、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番の転用者も、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し、実家からも近く、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権24件、賃借権3件、使用貸借4件、計31件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**栗永主任主事** 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の所有権移転について御説明申しあげます。

議案書16ページを御覧ください。

1番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、野菜を栽培するものです。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番、3番、4番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、2番、3番は、水稻を、4番は、野菜を栽培するものです。

5番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、タマネギ、ジャガイモを栽培するものです。

6番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、野菜を栽培するものです。

7番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、季節野菜、レモン、ブルーベリーを栽培するものです。譲受人の住所が県外となっていますが、対象地と隣接する居宅地について売買契約書を交わしており、許可後は隣接地に居住し営農することになっています。次のページを御覧ください。

8番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、水稻を作付けするものです。使用貸借に係る返還通知1番、2番に関連しています。

9番は、所有者の高齢化による経営縮小により、譲受人が取得するもので、取得後は、野菜、栗を栽培するものです。

10番、11番、12番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後、10番は、ピロを、11番は、季節野菜、12番は、水稻を作付けするものです。

13番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、野菜を栽培するものです。

次のページを御覧ください。

14番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、レタス、ナス、キュウリ等を栽培するものです。

15番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、野菜を栽培するものです。

16番、17番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、水稻を作付けするものです。

18番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、水稻を作付けするものです。

19番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、季節野菜を栽培するものです。

20番は、所有者の高齢化による経営縮小により、譲受人が取得するもので、取得後は、サトイモを栽培するものです。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転20件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書19ページを御覧ください。

1番は、平成10年6月10日に相続した時点で山林となっていたことから、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番から8番は、平成3年頃に、西植田土地改良区の空港対策事業により、農道拡幅工事が行われ、現在も農道として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全、又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

なお、2番は使用貸借に係る農地返還通知12番に関連しています。

以上、議案第8号 非農地証明願について8件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森 農地係長** 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御説明申し上げます。資料1を御覧ください。

令和5年11月2日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件については、問題のない旨の報告を受けております。

資料の内容について、御説明いたします。

資料1の1ページを御覧ください。

今回は、事業用等の一般案件ではなく、6月、11月、2月に受け付けております、自己住宅及び農業用施設用地に係る「特例の除外申請」であります。

まず、農用地区域からの除外内容でございまして、対象地番及び除外後の用途が各地区順に記載されております。

下段の表に、今回の除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。そ

の右端に、合計欄がございまして、件数が2件、合計面積で929.15平方メートルです。

以上 議案9号について 御審議いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議がないようでありますので、議案第9号については原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

<農林水産課職員入室>

次に、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**栗永主任主事** 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

まず16条1項についてですが、資料2-1の1ページを御覧ください。令和5年9月13日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、2ページのとおり、令和5年8月30日付けで事業者から香川県知事宛に土地開発行為協議書が提出されたことによるものです。

開発行為を行う土地の所在は、高松市立鶴尾小学校から北約1.1キロメートルの山間部に位置する、高松市西春日町1063番44外2筆の山林など0.4991ヘクタールで、土地開発行為の目的は、太陽光発電設備を設置するものです。

開発計画の内容は、切土・盛土の施工及び防災施設として、水路、法面緑化、沈砂地の施工を計画しているものです。

3ページに位置図、4ページに土地利用計画図を付しています。

9月25日に地区担当委員と地区担当者で現地調査を実施し、地区部会で協議した結果、高松市長には、下段の案のとおり「鶴尾・太田地区を担当する農業委員及び農地利用最適化推進委員の4名から、下流域周辺の農地、農業用施設及び農作物に支障を及ぼすことが懸念されるとして、開発行為について反対の意見があることから、地元の今井出水水利組合及び土地改良区の開発に係る同意がなければ、農業委員会としては合意をしかねます。」との意見を付して回答したいと考えております。

続きまして資料2-2の1ページを御覧ください。令和5年10月3日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、2ページのとおり、令和5年9月27日付けで事業者から香川県知事宛に土地開発行為協議書が提出されたことによるものです。

開発行為を行う土地の所在は、高松市東植田町3541番外9筆の山林など0.8151ヘクタールで、土地開発行為の目的は、建設用土採取後、資材置場とするものです。

開発計画の内容は、切土・盛土の施工及び防災施設として、水路、暗渠、法面緑化、沈砂池の施工を計画しているものです。

4ページに位置図、5ページ以降に平面図、土地利用計画図を付しています。

10月25日に地区担当委員と地区担当者で現地調査を実施し、地区部会で協議した結果、高松市長には、下段の案のとおり、「本開発行為に係る農地（地目：田）については、高松市道の一部であり、農地法に係る許可等の必要はないものの、開発区域の周辺には農地が点在することから、開発に当たっては、周辺農地、農作物及び土地改良施設に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じていただきたい。」との意見を付して回答したいと考えております。

次に、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料2-3の1ページを御覧ください。令和5年10月17日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、2ページのとおり、令和5年10月10日付けで協議者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。

開発行為を行う土地は高松市牟礼町牟礼久通3678番4外4筆の宅地など0.9975ヘクタールとなっています。

3ページに位置図、4ページ以降には土地利用計画図を付しています。

土地開発行為変更の内容は、実施予定期間の延長に伴う採石計画の見直しをするものです。

10月25日に地区担当農地委員と地区担当者で現地調査を行い、開発区域の下流域には農地が存在することを確認しました。

以上のことを踏まえて、高松市長には、下段のとおり「開発行為の変更にあたっては、開発区域の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう、万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

**森 課長補佐** 本日、農林水産課より説明のため、農林水産課職員が参っておりますので、引き続き御説明申し上げます。

それでは、農林水産課より説明の方お願いいたします。

<農林水産課の説明>

**農林水産課 藤澤課長補佐** みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例についてご説明申し上げます。

一定規模以上で土地開発を行う場合には、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例に基づき、知事との事前協議が義務付けられております。

土石の採取や土砂等により土地を埋め立てる事前協議が必要な土地開発行為で対象となるのは、開発区域に含まれる地域森林計画の対象民有林面積が0.1ha以上、開発区域の面積が1.0ha以上などがあります。

埋立区域外の場所で採取された土砂等を使用する土地の埋立て、盛土等の規模が10,000立方メートル以上も協議が必要となります。

また、令和4年9月に森林法施行令の一部が改正され、知事の許可を必要とする林地開発のうち、太陽光発電設備の設置を目的とするものについての面積基準が0.5ヘクタールとされました。

開発業者より香川県に提出された協議書は審査されますが、審査に当たっては関係市町長の意見を聴くことも含まれていることから、県から市の農林水産課を経由し、農業委員会に意見の依頼をし、農業委員会定例総会で議決された回答を県へ提出しております。

**森課長補佐** ありがとうございます。以上、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について2件、及び18条第1項の意見について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議がないようでありますので、議案第10号は、原案のとおり意見決定し、回答することにいたしました。

<農林水産課職員退室>

次に、議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**栗永主任主事** 議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申し上げます。

資料3の1ページを御覧ください。

令和5年10月17日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会があり、これは2ページのとおり令和5年10月10日付けで庵治地区での事業について、申請者から香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるものです。

3ページ以降には、位置図、土地利用計画図等を付しています。

申請者及び土石の採取場は、議案第10号の資料2-3で御説明しましたみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項と同一区域であり、現地調査も土地開発行為の協議に係る調査と併せて実施しております。

以上のことを踏まえて、庵治地区担当委員と協議した結果、採取場区域の下流域には農地が存在することから、高松市長には、「採取に当たっては、採取場の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第11号 採石法33条の6の規定による採取計画の認可申請に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第11号については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議がないようでありますので、議案第11号については、原案のとおり意見決定し、回答することにいたしました。

次に、議案第12号農用地利用集積等促進計画(案)について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第12号、農用地利用集積等促進計画(案)について御説明申しあげます。資料4を御覧ください。

今回、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、高松市長から、農用地利用集積等促進計画について、意見伺いが提出されております。

これは10月31日付けで農用地利用集積計画を公告した農地のうち、農地中間管理事業を利用したもので、現在、香川県農地機構が中間管理権を取得した状態となっているものです。これを同機構から受け手に利用権を設定するため、香川県の農用地利用集積等促進計画の認可を受けるに当たり、9月19日付けで、高松市長から農業委員会に意見伺いが提出されているものです。

資料を1枚めくっていただき、1ページの総括表を御覧ください。

高松市全体で、申出件数が220件、筆数が599筆、面積が62万4,183.71平方メートルとなっており、昨年の同時期と比較して、面積で約15%減少しています。

このページの右肩にありますとおり、県の認可公告は12月28日が予定されております。

資料の2ページ以降は、貸借の各筆明細書となっております。

以上、議案第12号 農用地利用集積等促進計画(案)について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。———御発言がないようでありますので、議案第12号 農用地利用集積等促進計画(案)については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第12号 農用地利用集積等促進計画(案)は承認することに決定いたしました。

次に、議案第13号 高松市地区別貸借料情報の提供について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第13号 高松市地区別貸借料情報の提供について御説明申しあげます。資料5を御覧ください。

これは農地法第52条の規定に基づき、市内各地区における貸借料の目安になるものとして、農業委員会のホームページや、農業委員会だよりで情報提供を行うもので、平成21年の農地法の改正時から続けているものです。

データの内容につきましては、令和4年3月31日、同年10月29日、令和5年3月31日及び同年10月31日付けの公告分で、農業経営基盤強化促進法により貸借された2年間、計4回分の集計デ

ータを基に地区別の平均額・最高額・最低額を掲載しています。

調査は、作物が水稻、麦、路地野菜などのものを対象にしており、苗木類、花木、果樹、施設野菜や施設花き等は高額になるため除外しております。

賃借のデータ数は460件で、金額は百円未満を四捨五入し、百円単位としております。市全体の平均値は、10アール当たり6,000円となっています。

なお、参考として、使用貸借による貸し借りの件数を右端に掲載しておりますが、この使用貸借のデータは、平均値の計算には反映させておりません。

以上、議案第13号 高松市地区別賃借料情報の提供について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。———御発言がないようでありますので、議案第13号については、情報提供することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議がないようでありますので、議案第13号は情報提供することに決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。

報告事項 ア 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

**森 農地係長** 農地法第4条第1項・第5条第1項 関係許可状況について御報告申しあげます。

御手元の資料6を御覧ください。令和5年10月3日から令和5年11月2日分まででございます。

まず、許可件数でございますが、9月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が12件、10月議決分といたしまして4条が6件、5条が16件、合計で4条が7件、5条が28件です。

許可保留件数につきましては、9月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が7件、10月議決分といたしまして4条が0件、5条が16件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について、御説明申しあげます。

1 ページを御覧ください。

まず、4条関係です。許可保留はありませんでした。

2 ページを御覧ください。許可保留はありませんでした。

3 ページを御覧ください。

次に5条関係です。

令和5年7月議決分の【所有権】 18番、27番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

次に、令和5年8月議決分の【所有権】 10番、15番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

次に、令和5年9月議決分の【所有権】 2番、4番が、表の右端の欄に記載のありますとお

り、それぞれ開発許可、法定外占用、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

同じく、9月議決分の【所有権】 16番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、開発許可により、許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

令和5年10月議決分の【所有権】 2番、3番、8番、11番、12番、13番、14番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、それぞれ道路工事承認未了、法定外占用、開発許可により、許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

同じく、10月議決分の【賃借権】 2番、【使用貸借権】 4番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により、許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は以上です。

**議長** ただ今の報告及び説明に対して御意見、御質問はありませんか。

＜農林水産課職員入室＞

次に、報告事項 イ 高松市地域計画策定に係る協議の場設置マニュアルについて、事務局の報告及び説明を求めます。

**農林水産課 齋藤主査** 高松市地域計画策定に係る協議の場設置マニュアルについてご説明申し上げます。資料7を御覧ください。

本マニュアルは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する協議の場を設置し、同法19条第1項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画の策定及び変更を円滑に遂行することを目的とするものです。お渡ししている資料のフロー図を御覧ください。

協議の場は、毎年4月に経営所得安定対策に係る説明及び毎年8月に農地利用状況調査に係る事業説明を目的に開催する高松市地域農業再生協議会地区水田部会に合わせて設置するもので、地区水田部会事務局はアからクに記載されている者を参集し、地域計画（案）策定に向けた協議や目標地図素案作成に向けた協議を行い、農林水産課の地区担当職員は、協議結果を取りまとめ、農林水産課へ提出となります。目標地図素案については、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、中心経営体の農地集積意見を反映した目標地図素案を農業委員会事務局へ提出することとなります。

高松市は、高松市地域農業再生協議会に対し、地域計画（案）の策定及び変更に当たり、資料の作成、その他必要な協力を求めるものとしております。

**議長** ただ今の報告及び説明に対して御意見、御質問はありませんか。

**田委員** 協議の場において、農地所有者の意向をどのように把握すれば良いのか。

**農林水産課 齋藤主査** 2年前の状況ではあるが、現況地図にアンケート調査結果が反映されており、また、協議の場には香川県農地機構の専門員も参加いただき農地所有者の意向に関する情報提供も予定しているので、御活用いただきたい。

**佃 委員** 人・農地プランを作成していない地区では、地域計画も策定しないのか。また、多様な農業人材とはどういった者か。

**農林水産課 齋藤主査** 現行の人・農地プランは農業振興地域を全て網羅しているので、それ以外の地域で人・農地プランを策定する予定はなく、地域計画についても同様です。

多様な経営体は、県の要綱では、経営耕地面積が1ha以上の経営体として定義されております。

**議 長** 当該計画を策定した後は香川県農地機構が主体となるので、香川県農地機構の協力がなければ難しいと思う。農林水産課として、香川県農地機構に積極的に働きかけていかなければならないのではないかと。

**農林水産課 齋藤主査** 協議の場には香川県農地機構の専門員も参加いただくよう、働きかけているところです。

**議 長** 他に御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

午後4時15分 閉会